

2008年12月10日

代引きサービスは販売支援業である

委員 芝崎健一

代引きサービスを為替取引に関する新法（新たな規制）の対象外とし届出義務も課す必要がないとする具体的な意見を、下記の通り提示する。ご意見を賜りたい。

1. 代引きは新法（新たな規制）の対象とする必要がない理由

- 1) 半世紀に渡り、実質的な事故が無い。
- 2) 前提として、国土交通省の許可を受け届出をした運送事業者以外には、運送行為が出来ない。従って、誰でも自由に参入することは無い。
- 3) 消費者への二重請求リスクについては、代理受領である以上発生しない。さらに、運送業界は代理受領と受領書発行の明確化に通販業界とも連携し取組んでおり、これにより消費者保護はより堅固なものになる。
- 4) 支払い資金の保全については、依頼事業者（売り手である荷主）に運送事業者との契約及び解約の主導権があり、商取引上の事業リスクとして捉えられる。これを法的に保護することにより、あえてコスト増を招く必要はない。
- 5) マネーロンダリングについては、事前に依頼事業者の審査を行っている。さらに、代金は必ず商品との引き換えによるので、原因関係が明確である。従って、マネーロンダリングに利用される可能性は極小である。
- 6) 犯罪収益移転防止法の性格上、代引きが為替取引に含められた場合、その規制対象となり、10万円超は本人確認義務等が発生する可能性を排除できない。仮に規制対象とされた場合は、サービスの維持・継続が困難になり、依頼事業者、消費者ともに支払い方法の選択肢が失われ、新たな不便につながる。

2. 代引きサービスとは

- 1) 消費者保護については、代理受領を約款もしくは契約で明記し、依頼事業者か運送事業者いずれかの領収の証となるものを発行するものである。
- 2) 資金保全については、依頼人は事業者であるから、不要である。
- 3) 取扱い上限額については、宅配便だけでなく、企業間貨物（B to B）の取扱いもあり、各々の運送事業者が事業内容に即して定めている。これは30万円程度と単純に規定できるものではなく、依頼人が事業者である以上、上限額の設定は不要である。
- 4) 行政面については、国土交通省の監督下にある運送事業者が、運送行為の附帯サービスとして行っており、新たな監督官庁は必要としない。

これにより、代引きを為替取引の定義からはずし、新法（新たな規制）の対象外とすべきである。

3. 他の省庁、団体の意見

- 1) 経済産業省 産業構造審議会
- 2) 国土交通省 自動車交通局 貨物課
- 3) 内閣府 規制改革会議
- 4) 全日本トラック協会
- 5) 日本通信販売協会
- 6) 日本百貨店協会

以 上

商取引の支払サービスに関するルールのあり方について(案)
(産業構造審議会産業金融部会・流通部会商取引の支払に関する小委員会報告書案 概要)

平成20年12月

少額代金の支払手段として、現金、銀行口座振込、クレジットカード等が多く利用されてきたが、近年、インターネット取引のニーズの増大等を背景に収納代行、代金引換や電子マネー等の新たな支払サービスが発展し、消費者にとって利便性の高いサービスとして広く普及している。

コンビニエンスストア収納代行取扱高	63,218億円(2007年度)
代金引換取扱金額	22,274億円(2007年度)
主要6電子マネー発行枚数	9,521万枚(2008年10月末)
ポイント発行額	6,875億円(2007年度)

これらの支払サービスは、多様な分野の事業者が参入し、イノベーションや消費者利便を競い合うことで広く普及しているが、消費者の安全・安心の観点から関心も増している。また、新たな支払サービスに対して現行の金融規制がどのように適用されるかという問題も生じている。

そこで、産業構造審議会の産業金融部会・流通部会のもとに、「商取引の支払に関する小委員会(小委員長:落合誠一中央大学法科大学院教授)」を設置し、消費者の安全・安心とイノベーションの両立を図るために、支払サービスに関するルールをどのように構築していくべきかについて本年9月より4回にわたって検討を行った。11月末に報告書案を公表し、パブリックコメントを経て、12月中に最終とりまとめ予定である。

	取引の法的性格	消費者保護のための取引ルール	金融規制のあり方
送金	為替取引として、銀行法上、銀行の固有業務(銀行独占)となっている。また、換金型電子マネーについても送金としての機能を有する。		送金サービスにはシステミック・リスクはないことから、利用者保護のための最低限の規制とし、銀行以外の事業者も広く参入できるようにすべき。
収納代行 代金引換	<p>利用者はコンビニや運送会社等の収納代行・代金引換事業者へ支払をした時点で、委託事業者等との関係では商品・役務の代金を弁済したものと取り扱われるので、消費者は収納代行・代金引換事業者が破綻した場合のリスクを負っていない。</p> <p>BtoC、BtoB収納代行・代金引換においては、収納代行・代金引換事業者が倒産した場合のリスクは代金受領者が負っているが、代金受領者は事業者であるため、通常の売掛金等の一般に行われる事業者間の与信と変わるところはない。</p> <p>〔コンビニ、宅配事業者、携帯電話会社、マンション管理会社、旅行代理店、サービサー、商社等様々な事業者がこのタイプのサービスを行っている。〕</p>	<p>コンビニ・宅配業界は、自主ルールを定め、消費者トラブル防止を図っているところだが、こうした取組を更に進めていくことが重要。以下の点について、自主的な取組を進めるとともに、その内容を消費者に分かりやすく伝える努力が求められる。経済産業省としてもフォローアップしていく。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><二重弁済の防止></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係事業者間で契約上、代理受領であることを明確化 ・領収書の交付 <p><不正請求の防止></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者審査時の悪質加盟店排除 ・消費者からの相談に応じる統一的な窓口を業界または各社に設けて、一元的な対応を図る ・消費者からクレームがあった場合の返金処理の可否等の対応を定め、あらかじめ開示する </div>	<p>為替取引規制の対象外と整理した上で、利用者保護の観点からゼロベースで規制の必要性を検討すべきである。</p> <p>BtoB、BtoC収納代行や代金引換については、原因取引との関連性が強いと認められることや、代金支払者たる消費者の保護は図られていることから、金融規制の対象とすべきではない。</p>
電子 マネー	<p>発行事業者が電子マネーという価値を発行し、利用者がその価値に応じた対価を支払い購入するもの。</p> <p>特定の加盟店における商品・役務の購入のために利用される。</p>	<p>電子マネーサービス事業者には以下のような取組を行うことが期待される。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・利用契約に商取引の決済(支払)時点を明示 ・加盟店審査により悪質加盟店を排除 ・一定のセキュリティ基準を設けて不正使用を防止 ・前払式証票発行協会の標準約款に基づく返金措置 </div>	<p>従来型電子マネーは換金型電子マネーと異なるものであり、送金サービス規制の範囲に含めて考える必要はなく、現行前払式証票規制法の枠組みを維持すべき。</p>
企業 ポイント	<p>主たる取引に付随して対価を支払わず付与されるもの。貨幣かどうかという観点で言えば、現時点においては、「どこでも」「誰でも」「何にでも」利用できるという3要件が全て満たされていないため疑似通貨とは言えない。</p>	<p>企業ポイントは現金を支払って購入されるものではないが、条件変更やプログラムの終了等に関する消費者の期待と事業者の認識にズレがあるため、トラブルの原因となっている。</p> <p>経済産業省は、この認識のズレを生じさせないような自主的取組を発行企業に促すべくガイドラインを策定。(企業ポイントの法的性質と消費者保護のあり方に関する研究会)</p>	<p>利用者保護のためのガイドライン等一定の規律は必要だが、前払式証票等規制法の適用対象とすることは妥当ではない。</p> <p>ポイント交換についても、発行原資はポイント交換元の企業が負担しており、利用者が対価を支払っていると評価すべきではないことから、規制対象とすべきではない。</p>

代金引換サービスへの新たな規制について

平成20年11月10日
国土交通省自動車交通局

1. 「代金引換サービス」（いわゆる「代引き」）は、貨物自動車運送事業者が宅配貨物等を配送する際に、荷主との契約に基づき、荷主の代理として配送先から代金を収受するものであり、貨物自動車運送事業法においては、同法に基づく標準運送約款に定められた附帯業務である「品代金の取立て」として位置づけられている。
また、貨物自動車運送事業者は、契約上、配送先から代金を収受しなければ貨物を引き渡すことができず、かつ、運送行為なき代引きは存在しないことから、代引きは運送行為と密接不可分の関係にある。
2. また、代引きは、端的に言えば、1. にあるように品代金の取立てであり、品物の運送とこれに附帯する代金の代理収受の2つの依頼から成り立っているものである。よって、為替取引には該当せず、代引きに為替取引に係る規制を行うことは適切ではないと考えられる。
3. 貨物運送の実態から見ても、代引きは、荷主から貨物自動車運送事業者に対して求められる代理収受業務であり、これまでも貨物自動車運送において一般的に行われてきた商取引である。代表的な事業者においては、既に代引きが半世紀以上にわたって行われているが、貨物自動車運送事業者に起因する問題が生じているという事例も承知していない。
4. 現在、代引きに関しては、（1）供託金制度、（2）配送先の本人確認義務、（3）登録制度の規制が検討されていると聞くが、当省としては、2. にあるように代引きは為替取引ではないこと、また、3. にあるように消費者に問題が生じている訳ではないことに鑑み、以下のように考えている。

（1）供託金制度について

- ① 代引きは、荷主の地位を代理して貨物自動車運送事業者が品代金を受領するものであって、貨物自動車運送事業者が品代金を受領すれば荷主が品代金を受領したこととなると考えられる。貨物の受け手である消費者から見れば、商品の受領とともに支払いが完了し、領収書も発行されるため、二重請求のおそれはない。
- ② 前払式証票規制法における供託金は、商品券などを将来使う者に対する保護を行うために義務付けられているものであり、商品の受領が品代金の取立てと同時にされる代引きとは性質が異なる。

(2) 配送先の本人確認義務について

- ① 宅配便のドライバーは配送先の居所と伝票記載内容の一致を確認の上で荷物を配達している。
- ② 代引きは主に数十万円以下の小口取引を対象としていることに加え、単なる代金の代理受領であることから、マネーロンダリング防止のために貨物自動車運送事業者を規制する必然性があるとは思われない。

(3) 登録制度について

- ① 代引きは運送行為と密接不可分な行為であり、単独で行われる金銭の取引ではないため、為替取引には該当せず、登録は不要であると考えられる。
- ② 代引きは、運送行為に附随した代金の代理受領であって、これまで貨物自動車運送事業者が一般的に行ってきた商取引に過ぎず、貨物自動車運送事業法に基づく規制で十分である。

5. また、仮に新しい規制が導入されることとなれば、消費者との関係において、以下の問題も考えられる。

- ・ 供託金制度が義務付けられれば、新たな資金調達コストが生じるために、代引き手数料の上昇は避けられず、結果として消費者サービスを低下させる。
- ・ 中小の事業者は、供託金を確保することができないために、代引きを実施することができず、消費者の選択の幅を狭めてしまう結果となる。
- ・ 身分証明書等の提示により、本人確認を義務付けることは負担であるとともに煩雑であり、また、一般の消費者が公的機関ではない相手に身分証明書等を提示することには、心理的な抵抗感もあると思われる。

6. 以上のように、代引きについて新たな規制を行うこととなれば、貨物自動車運送事業が円滑に行われず景気に対する悪影響となることが考えられるほか、政府全体として景気高揚策が必要となっている現状において、消費者に負担が転嫁されるなど消費者サービスを低下させ、消費者の購買意欲に対する冷や水となるおそれもあるところであり、国土交通省としては、新たな規制を設ける必要性は特段ないと考えているところである。

7. なお、平成13年3月12日最高裁判所第三小法廷決定の「為替取引」に関する解釈に当たるのではないかとの指摘もあるが、これは、いわゆる地下銀行に関する銀行法違反の判断を示したものに過ぎず、運送行為と密接不可分である代引きについての論拠とすることは適当でないと考えられる。

<参考>

○貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)

(運送約款)

第10条 一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準によって、これをしなければならない。

一 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二 少なくとも運賃及び料金の収受並びに一般貨物自動車運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

3 国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

○標準貨物自動車運送約款(平成2年運輸省告示第577号)

(事業の種類)

第1条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3 当店は、特別積合せ運送を行います。

4 当店は、貨物自動車利用運送を行います。

(附帯業務)

第60条 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管その他貨物自動車運送事業に附帯する業務(以下「附帯業務」という。)を引き受けた場合には、実際に要した費用を収受します。

2 附帯業務については、別段の定めがある場合を除き、性質の許す限り、第二章の規定を準用します。

運送事業者による「代引き」の位置づけについて

平成20年11月25日
国土交通省自動車交通局

当方の考え方については、11月10日のペーパーで明らかにしたところであるが、そのペーパーに加え、新たに以下の点を付言する。

1. 運送事業とは、「運送契約により物品等の場所的移動を行うもの」（「運輸法制通則の研究」山口真弘）であり、貨物の運送契約とは、「運送人が物品を場所的に移動することを約し、荷送人がこれに対し報酬を支払うことを約する契約」（「法律学小辞典」有斐閣）とされている。

荷送人と運送人との間の運送契約を細分すると、「荷物の引取り」、「梱包」、「仕分け」、「保管」、「輸送」、「引渡し」等となるが、荷送人と荷受人が別の人格である「代引き」の場合には、「引渡し」の部分に焦点を当て、荷受人の立場から見れば、運送人が荷送人を代理して品物を渡すという行為と、同じく荷送人を代理して「品代金の取立て」を行う行為が併存しているものである。

したがって、荷受人にとっては、品物と代金の交換がその場で同時に行われることとなっており、これを「為替取引」とであると定義づけることは適当ではないと考えられる。

2. さらに、付言すれば、上述のように、「代引き」は荷送人と荷受人との間の商品売買と貨物運送を同時に完了させるという点で、金銭の授受が貨物運送と全く別個に存在するいわゆる「収納代行」とは性格を異にするものである。
3. 以上のことから、「収納代行」について特段の議論があることは格別、「代引き」は運送行為に附随する単なる代理行為に過ぎず、為替取引であるとして規制することは無用であると考えている。
4. なお、適正な運送行為の確保、荷主等利用者の保護については、現に貨物自動車運送事業法において対応しているところである。

収納代行、代引きサービスに対する規制に関する規制改革会議の見解

平成20年11月21日
規制改革会議

現在、金融庁金融審議会決済に関するワーキング・グループにおいて、送金サービスの規制のあり方についての議論が進んでいる。

規制改革会議は、平成20年9月12日付で「決済ビジネスに対する規制に関する規制改革会議の見解」を公表し、以下①②の見解を示したところである。

- ① 銀行の為替取引業務の定義を見直し、送金業務の独占を緩和すべきである
- ② 電子マネー、ポイントサービス、収納代行、代引きサービスなどについては、事業者が自主的に利用者の取引における安全性確保をはかり、イノベーションを発揮でき、新規参入を促す方向で環境整備を図ることが重要である

ところが近時、国民が身近に利用している収納代行、代引きサービスに対して新たな規制が設けられるのでは、との強い懸念が広がっている。

- 収納代行とは、例えば、消費者が電気料金等をコンビニエンス・ストアに支払うサービスであり、「代行業者」（例えばコンビニエンス・ストア）が、「委託者」（例えば電力会社）の代理として「支払人」である消費者から代金を受領し、これを「委託者」に支払うこととなっている。
- 代引きサービスとは、例えば、消費者が通信販売で商品を購入した際に、商品を配達するトラック事業者や宅配便事業者等の運送業者に商品と引き替えに代金を支払うサービスであり、「代行業者」（トラック事業者や宅配便事業者等の運送業者）が、「委託者」（例えば通信販売業者）の代理として「支払人」である消費者に商品を配達する際に附带的に代金を受領し、これを「委託者」に支払うこととなっている。

規制改革会議としては、収納代行、代引きサービスは、運送業者等が自らの創意工夫により消費者利便と安全性に配慮しながら大きく育て上げてきたサービスであり、これまで長年にわたって格別の事故もなく広く国民から利用されてきた実績に鑑み、新たな規制の対象とすべきではなく、「消費者保護」は、今後とも消費者本位の企業経営の努力と健全な競争によって、業者が消費者に安全なサービスを提供するよう自主的な取り組みや独自の技術革新を進めていくことによって図っていくべきであると考えている。

このような考え方を徹底することが必要であることに加え、主要な個別の論点に関する見解は下記のとおりである。

記

1 消費者保護のあり方

規制新設論の根拠の一つとして、消費者である支払人の保護という観点が指摘されているようである。確かに、消費者保護の重要性はいうまでもないが、現実にこれまでに具体的な問題点や支障が判明しているわけではない領域について、公権力による規制を新設することはそも

そも適切な規制の新設のあり方ではない。代行業者への支払い時に弁済の効果が認められる旨を利用者に開示することを、これまで以上に徹底する自主的な努力を払えば足りる。殊に、代引きサービスは、代行業者が荷物の配達の際の付帯業務として代金の代理受領をしており、消費者にとってはサービスのデリバリーと支払いが同時である点で、安全性の観点から、よりメリットの高いサービスといえる。代行業者の支払い記録の適切な保管と適切な支払い実行、滞留期間の短期化などの業務設計の工夫は、何らかの規制により担保されるような性質のものではないであろう。

また、代行業者が破綻した場合の委託者保護という観点から規制の必要性が説かれることがあるが、①委託者は企業等が中心であり代行業者の選択にかかるリスクを負担する能力に対してこれまで何らの不安が指摘されていないこと、②委託者が個人事業主などの個人に広がっていったとしても、これまで個人委託者が代行業者の破綻等による被害にあったという事例が何ら報告されておらず、もし商品やサービス販売に対する資金回収の万全な保護を求めようとするのであれば、委託者として支払人に銀行を介した為替取引手段を支払者に指示することが可能であることから、追加的な規制は必要ではないと考える。

今回の議論をきっかけに、コンビニエンス・ストア業界やトラック業界、宅配便業界としても自主的に代理受領を明確にした領収証を利用者に渡すことを徹底するなど消費者本位のサービスの徹底を図る動きもみられている。こうした行動は、自主的な行為として、望ましいことであることから、こうした動きを広げていくことが適切である。特に、前述のとおり、これまで規制がない中で、収納代行業者、代引き業者に起因するトラブルはなく、消費者に支持を受けて大きく広がってきた実績を踏まえ、何らの規制を支える合理的な社会実体がない場合に規制を導入することは避けるべきである。

収納代行や代引きサービスは、人手を要することから、必ずしも採算の高いサービスとは限らないが、全国津々浦々の時間制約の少ないコンビニエンス・ストアや宅配便サービスによって、高齢者を始め多くの消費者が利便性を享受できている。今後何らかの規制が課せられることにより、既になくしてはならないサービスとして活用されているこれらのサービス提供事業者が、消費者へのコスト転嫁をせざるを得なくなったり、さらに事業者が撤退せざるを得なくなり、消費活動の停滞を招く、といった事態を招く危険も想定される。このような国民利便を損なう無用の混乱は回避しなければならないと考える。

2 為替取引の考え方

収納代行、代引きサービスについては、最高裁判例（最決平成13年3月12日刑集55巻2号97頁）によれば、銀行法2条2項2号にいう「為替取引を行うこと」とは、「顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せず資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいう」とされていることから、現行の法律のままでは法律違反になる可能性がある、といった見方も一部に存在するようである。

しかし、この判決は、いわゆる地下銀行の事案について個別の事件を処理するために示されたものに過ぎず、収納代行や代引きサービスについての法的判断を示したものではない。判例の定義を前提としても、収納代行、代引きサービスの場合、代金をコンビニエンス・ストアのレジの店員あるいは宅配事業者等の配達員が受領した時点で消費者である支払人の債務は消滅して決済は完了すると考えられるので、少なくとも消費者である支払人からは、「資金を移動することを内容とする依頼を受け」ているとはいえず、為替取引に当たらないと考える。

この点について、既に20年以上の実績のあるサービスであり、「収納代行・代金引換はそもそも為替取引規制の対象外であるとの理解に基づいて検討を行うべき」という見解（経済産業省・産業構造審議会・産業金融部会・流通部会商取引の支払に関する小委員会、経済産業省の電子流通等を促進する支払手段に関する検討会座長メモ）もあるが、極めて妥当であると考え。より安心してこれらの業務に取り組めるような環境を整えることが必要であるという立場に立てば、これらのサービスが銀行法による規制の対象となる為替取引ではないことを明確にし、法的安定性を確保すればよいと考える。

3 為替取引の再定義

現在の銀行法には為替取引の定義はない。為替取引に関する判例の定義が明確でないという問題意識に基づくとしても、所管官庁による銀行法解釈において「システミックリスク」¹を惹起しないために配慮しなければならないコアの業務として為替取引を定義し直すことにより、何が銀行法の規律の対象となる為替取引になるかを明らかにしてそれを公表すればよいと考える。

為替取引は明治時代に始まり、他所払いの手形を売買する業務を元々指していた。こうした手形の売買業務は、受信業務、与信業務を合わせ営むことになり、当初は人的専門性と信頼性が必要だったため、銀行の信用機能を信頼しこれにゆだねることとされていた。しかし、現段階においては、為替取引は実態として大きく変化している。為替取引そのものも電子的な資金送金などによるものが多くなり、これに伴いリアルタイム性が高まり、その安全性は銀行の信頼性にゆだねずとも、技術革新等を背景に業務設計の工夫により確保する時代へと変化している。

システミックリスクの観点から配慮する取引としては、①銀行として提供する預金口座と他の銀行の預金口座との間での資金移動サービス及び②為替手形、小切手等の交換サービスといった、インターバンク間の資金決済を必要とする業務をコアの決済業務として、銀行法による規律の対象とすべき為替取引と位置付けるべきである。このようにすれば、収納代行サービスや代引きサービスが為替取引に当たるか否かについて疑義があるという見方は払拭できると考える。

以上

¹ システミックリスクにはいろいろな切り口があるが、ここでは、システミックリスクとは、資金不足による支払い不履行が原因となってひとつの銀行の破綻が銀行の破綻を連鎖的にもたらす事態であり、そのルートは、①心理的な連想による預金取り付けの連鎖、②インターバンク市場における直接的な与信の焦げ付き、③時点ネット決済システムを通じる連鎖的な波及である、との考え方から検討している。

平成二十年十二月

代金引換サービスにかかる金融規制に関する要望書

財務大臣・内閣府特命担当大臣（金融）

中川昭一 殿

社団法人 全日本トラック協会

会長 中西英一郎

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、当業界の健全なる発展につきまして、格別なるご支援とご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私どもトラック運送事業の中で、一般消費者を対象とした宅配便等の消費者物流は、多様化、高度化する消費者のニーズに的確に応えるため、付加価値の高いサービスを提供し続けています。

特に、産地直送をはじめとするカタログ販売やテレビショッピング、一九九〇年代から始まったインターネットの普及や高齢者シルバー世代の増加に伴い、消費者の利便性を追求した結果、「代金引換サービス」はさらなる発展を続け、生産者・販売者と一般消費者の輸送の仲立ちとして、国民生活と産業活動を支える公共物流サービスの担い手として、重要な使命を果たしております。

このような中で、現在、貴庁が検討している当サービスに対する金融規制は、安全・環境コスト等の増大により厳しい経営危機に直面する我々運送業界にとって、経営コストのさらなる負担の増加を伴うとともに、当サービスの提供に大きな支障を生じる一方、消費者にとっても、購入方法を制限し、利便性を損ない、日本経済に悪影響を及ぼすことが懸念されるため、断固として反対いたします。

つきましては、次の要望事項をご賢察のうえ、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

要望事項

現在、金融庁金融審議会「決済に関するワーキング委員会」では、貨物自動車運送事業が行う「代金引換サービス」について、金融規制を検討されておりますが、当サービスは、貨物自動車運送事業法【標準貨物自動車運送約款第六十条附帯業務「品代金の取立て」】の運送行為に伴う附帯サービスとして、荷主の依頼により、商品を購入者に輸送、引渡しを行うとともに、荷主に取って代わり、商品代金を代理受領するサービスであり、運送行為と不可分の関係にあり、金融機関が行う為替取引とは全く異なります。

今日、当サービスはインターネットやテレビ等の普及に伴い、高齢者等の消費者が在宅のまま商品を購入することができるようになっており、商品を販売し送る側である販売業者と、商品を購入し受け取る側である消費者の双方にとって、利便性の高いサービスとして、我が業界の取扱量は今後も一層の増加が見込まれています。

また、半世紀以上にもわたり、実施されてきた当サービスは、これまで貨物自動車運送事業者に起因する問題は発生しておらず、貴庁が検討する金融規制は、当サービスの提供に著しい支障をきたし、我が業界全体における取扱量の大幅な縮小につながることは必至であり、さらには消費者の利便性を大きく損ね、関係する荷主業界の発展をも阻害し、経済全体に悪影響を与えることは明らかであります。

当サービスにかかる金融上の規制を設けることには、断固として反対いたします。

一、代金引換サービスは、荷送人の地位を代理し、貨物自動車運送事業者が品代金を代理受領するものであり、貨物自動車運送事業者が品代金を受領すれば、荷送人が品代金を収受したことになる。また、商品の受領とともに支払いが完了し、領収書が発行され、双方の履行が終了するため、代金を支払った消費者に対する二重請求の恐れはない。よって、供託金の必要はない。

二、配達員は、配送先の住所と伝票の記載内容の一致を確認したうえで荷物を引渡している。

代金引換サービスは、主に数十万円以下の小口取引を対象とした代金の代理受領であることから、代金引換サービスを利用したマネーロンダリング防止のために、貨物自動車運送事業者を規制する必然性がない。

三、代金引換サービスは運送行為と密接不可分の行為であり、単独で行われる金銭の取引（為替取引）とは異なるものであり、貨物自動車運送事業者に対する登録は不要である。また、代金引換サービスは、運送行為に附随した荷物代金の代理受領であり、貨物自動車運送事業者が行ってきた運送にかかわる附帯サービスに過ぎず、貨物自動車運送事業法に基づき、定められた義務を遵守することで十分である。

仮に、金融機関と同様の供託金制度が導入されれば、金融機関の為替取引にかかる手数料と同様の手数料を消費者に対し負担を求めなければならず、消費者の負担が増えることが購買意欲の低下につながり、景気への悪影響が心配される。

また、供託金の確保が困難な中小運送事業者にとっては、消費者に対し、当サービスの提供を継続することができなくなり、結果として、消費者の購入方法の選択肢をさらに狭めてしまう恐れがある。

さらに、本人確認の義務付けについて、貨物自動車運送事業者が身分証明書等の提示を消費者に求めることには消費者心理に強い抵抗感があり、本人確認したことを証明する書類を保存することについても、荷物の引渡しの際における配達員の業務の煩雑化と業務上の負担が大幅に増加することにより、当サービスの提供を継続することは極めて困難である。

以上のような理由から、現在検討が行われている金融規制は代金引換サービスの円滑な運用を妨げるため、断固として反対いたします。

(社) 通販協第20-37号

平成20年12月3日

内閣府特命担当大臣 (金融担当)

中 川 昭 一 殿

社団法人 日本通信販売協会
会 長 上 原 征 彦

「代金引換、収納代行サービスに係る金融規制に関する意見書」

今般、金融審議会金融分科会第二部会「決済に関するワーキンググループ」において標記の問題について検討されていますが、代引き・収納代行サービスを利用する業界として、下記の通り意見書を提出します。

記

1. 社団法人 日本通信販売協会の概要

1983年、経済産業省の許可により設立。通販販売を業とする正会員486社、賛助会員である物流会社、広告代理店、コンピュータ会社など合計746社の会員を擁する団体で、特定商取引法に位置づけられた公益法人である。詳細は <http://www.jadma.org/>を参照されたい。

2. 通販業界の概況

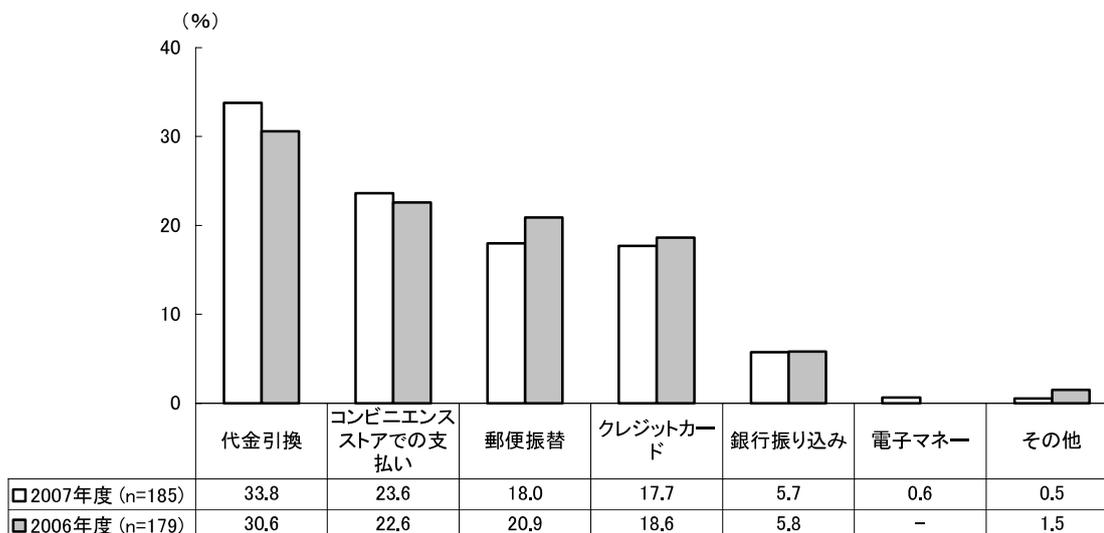
店舗販売等小売業界が長期に低迷している中で、通販業界は一貫して売上高を伸ばしてきており、当協会の調査によると2007年度売上高は3兆8,800億円、前年対比5.4%の伸びを示している。特に最近はカタログなどによる従来型の通販から、インターネットを利用した通販が急激に伸びているのが現状。

過去を振り返ると、宅配便が本格稼動したのが1980年代、代引きスタートが1987年、コンビニ収納スタートも1987年で、通販業界の売上高は、1987年では1兆1500億円だったが、現在は前述したように大幅に市場規模が拡大している。これは、商品を届ける物流、特に宅配便の普及と代金を回収するシステムである代引き、収納代行サービスが整備されたからこそといえる。

3. 通販会社の代金回収方法

代金回収の方法は、

(第26回通販企業実態調査・(社)日本通信販売協会調べ)



この調査によると、代引き、コンビニ収納が全体の約6割に達している。会員企業の場合、商品代金の回収は基本的に商品が届いた後、消費者が支払いを行うという後払いであるので、消費者にとって安心して決済できる手段として定着している。この支払い方法について深刻な消費者トラブルは生じていないのが現状である。

4. 「決済に関するワーキンググループ」に対する意見

今回、決済ワーキンググループで検討されている論点において、代引き、コンビニ収納代行が為替取引に該当する疑義があるとして、制度整備の名の下に規制を導入するとの方向が示されているが、そもそも為替取引に該当するものではないとの立場からこうした規制には反対である。

これらサービスを利用する通販会社、消費者、サービス会社、この三者ともに、利便性を享受しており、何らの問題も生じていない。すなわち商いの世界では、いわば「三方良し」の状態であり、これは商いの王道をいく姿である。それらに対し、規制が及ぶことには反対せざるを得ない。

万一、これらサービスが犯罪収益移転防止法を含め規制されることになれば、代引き、収納代行サービス会社が提供するサービス内容の低下やコスト増になることは避けられず、利用者である通販会社は甚大な影響を蒙ることになる。このことは結果的に、消費者に負担がかかることになり、利便性が高く、

圧倒的に支持されているこれらサービスを利用できなくなることにもなりかねない。

民間企業が経験と智恵を絞ってアイデアを実現し、消費者にも利便性が高く、20数年間何の問題もなく行なわれているサービスを新たに法規制の枠組みに組み入れることは、今後、インターネットをはじめとする情報技術の進展によって、さまざまなサービスの出現の可能性がある中、企業の事業創出意欲を失わせることにもつながる。したがって、今回の規制に対しては反対せざるを得ない。

以上

平成 20 年 12 月 9 日

内閣府特命担当大臣（金融担当）
中 川 昭 一 殿

日本百貨店協会
会長 鈴木弘治

代金引換及び収納代行サービスに係る金融規制に関する意見

現在、金融審議会金融分科会第二部会「決済に関するワーキンググループ」において、標記問題について審議されているようでございますが、代金引換（代引き）及び収納代行サービスを、長年、広く利用してきている百貨店業界の立場から、下記のとおり意見を申し上げます。

記

1. 百貨店業界は、古くから店舗を補完する機能として通信販売を行ってきており、インターネット販売も含み、現在 1,000 億円を超える規模となっている。その代金決済の方法は、各社によってかなり異なるが、一般に「代引き、クレジット、収納代行（コンビニ）、銀行」などの順となっている。
最近では、クレジット決済が増加しているものの、代引きや収納代行サービスは消費者の多様な決済手段を確保するうえで、不可欠なものと考えている。
2. 現在、決済に関するワーキンググループにおいて、代引き及び収納代行が「為替取引」に該当する疑義があるとのことであるが、代引きは百貨店と運送事業者との契約、収納代行は百貨店とコンビニとの契約にそれぞれ基づいて行われているものであり、取引実態から見れば為替取引に該当するとは考えにくいものと思われる。
3. 万一、為替取引に該当することになれば、何故ここまで社会に普及定着し、円滑に実施されてきたサービスが崩壊することになるだけでなく、消費者の利便性を著しく損なうおそれがあり、国民経済的に見ても損失が大きいと言わざるを得ません。
4. 特に、消費者保護を目的とした前払式証票等の規制に関する法律に基づく供託制度の適用は、現在、百貨店が発行する商品券等でも行われているが、

極めて大きなコスト負担を招くだけでなく、行政負担も大きく、供託制度の運用問題を含め慎重に検討する必要がある。

なお、本来、代引きや収納代行サービスは、原則として事業者間取引の問題であり、破綻等によって消費者に二重の負担を強いるものではないと考えている。(事業者が消費者に領収書を渡して明確化)

5. また、この代引きや収納代行サービスに、マネーロンダリング（犯罪収益移転防止法）が適用されることになれば、10万円以上の現金決済について、本人確認及び資料・記録保存義務が発生することになり、これが消費者に著しく不便をかけるだけでなく、高額品の購買意欲を減退させることにつながりかねない。例えば、ある大手百貨店の通信販売では、年間138万2千件のうち、6,600件（0.48%）が10万円以上のお買い上げであり、最高額が70万円となっていることを考えれば問題が多いと言わざるを得ません。

以上の理由により、安易に代引きや収納代行サービスを規制（規制に準ずることも含め）することには、日進月歩する新しいサービス情報技術の発展の芽を摘むことになり、また消費者の利便性向上にも反することになりかねないため、慎重に考えていただきたい。

以上